

# 浦安市国土強靱化地域計画

令和3年（2021年）1月  
浦安市

# 目次

<b>第1章</b>	<b>総論</b>	<b>1</b>
1	計画の策定趣旨-----	1
2	本市の地域特性-----	2
3	計画の位置づけ-----	5
4	計画の構成と期間-----	5
5	浦安市地域防災計画との違い-----	6
6	計画策定の基本的な進め方-----	6
7	地域を強靱化する上での目標-----	7
<b>第2章</b>	<b>脆弱性の分析・評価</b>	<b>8</b>
1	想定するリスク-----	8
2	リスクシナリオの設定-----	8
3	施策分野の設定-----	10
4	脆弱性の分析・評価-----	10
<b>第3章</b>	<b>強靱化の推進方針</b>	<b>11</b>
1	直接死を最大限防ぐ-----	11
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する-----	15
3	必要不可欠な行政機能は確保する-----	19
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する-----	20
5	経済活動を可能な限り維持させる-----	21
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる-----	23
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない-----	25
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	27
<b>第4章</b>	<b>計画の推進と進捗管理</b>	<b>29</b>
1	施策の重点化-----	29
2	計画の進捗管理-----	29
<b>別記</b>	<b>脆弱性分析・評価結果</b>	<b>30</b>
<b>資料</b>	<b>用語解説</b>	<b>49</b>

# 第1章 総論

## 1 計画の策定趣旨

本市は、東京湾の最奥部に位置し、三方を海と河川に囲まれているため、過去に何度も大きな水害に見舞われてきた。中でも、多くの死傷者や建築物被害をもたらした大正6年（1917年）の高潮、家屋の全・半壊、流出と赤痢の発生などをもたらした昭和24年（1949年）のキティ台風、多くの家屋に浸水被害をもたらした昭和56年（1981年）の台風24号は、本市に大きな被害を与えたことから、これまで治水・排水体制を強化してきたが、一部の地域では、地盤沈下などにより雨水の排水能力が低下しており、豪雨の際には道路冠水も発生している。

このような中、近年の気候変動に伴う台風の大型化や集中豪雨の頻発化により、本市においてもこれまで想定し得なかった水害の激甚化や発生頻度の増加など自然災害のリスクが高まるとともに、新たな感染症リスクの増大などにより、市民の危機管理に対する関心も高まっている。

本市は、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災において、震度5強の揺れを記録し、地震による液状化現象に伴う噴出土砂や地盤沈下により、道路や上下水道などの都市基盤施設や公共建築物に甚大な被害を受けるとともに、民間宅地においても地盤の流動化や建築物の傾斜など、かつて経験したことのない被害が発生した。

今後、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が高い確率で想定されており、本市においても大規模地震により甚大な被害の発生が懸念されている。

国においては、平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が公布・施行され、市町村は、国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有することとされ、その責務を達成するための計画として、国土強靱化地域計画を策定することが求められた。平成26年（2014年）6月には基本法に基づき「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に推進している。

また、千葉県においても、国の動向を踏まえ、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年（2017年）1月に「千葉県国土強靱化地域計画」を策定し、強靱化に向けた取り組みを進めている。

このような状況を踏まえ、本市においても、事前に防災・減災に係る施策を進め、いかなる大規模な自然災害等が発生しても機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域づくりを推進するため、浦安市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定するものである。

## 2 本市の地域特性

---

### (1) 自然特性

#### ①位置・面積

本市は、千葉県北西部に位置し、市域の東と南は東京湾に面しており、北は陸続きで市川市と、西は旧江戸川を挟んで東京都江戸川区と接している。市域は東西6.06km、南北6.23km、面積は16.98km<sup>2</sup>であり、面積は県内54市町村の中で最小となっている。

#### ②地形

本市の地形は、東京湾の湾奥、旧江戸川の河口部デルタ地帯に位置する平坦地であり、河口部の三角州や広大な干潟を公有水面埋立事業によって造成された土地が市域全体の約4分の3を占め、市域の三方を海と河川に囲まれている。

#### ③気象

令和元年（2019年）の本市の気象概況は、月平均気温の最低が1月の6.1℃、最高が8月の28.3℃であった。月別降水量は梅雨期及び秋霖期に多く、特に10月においては、台風19号などの影響により346.5mmとなっている。年間平均気温は16.6℃であり、年間降水量は1,456.0mmである。

また、近年の地球温暖化に伴う局地的な集中豪雨等の異常気象により、都市型水害の影響を受けやすい状況である。

## (2) 社会・経済特性

### ①人口

近年の人口動向について、平成22年（2010年）以降の10年間の人口の推移をみると、平成23年（2011年）3月に震災が発生した翌年の平成24年（2012年）には一時的に人口減少となったものの、それ以外の年は着実に前年比プラスを続けている。平成24年（2012年）以降の年齢区分別人口の動きをみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）は振れを伴いながらやや増加傾向、老年人口（65歳以上）は一貫して増加傾向にある。

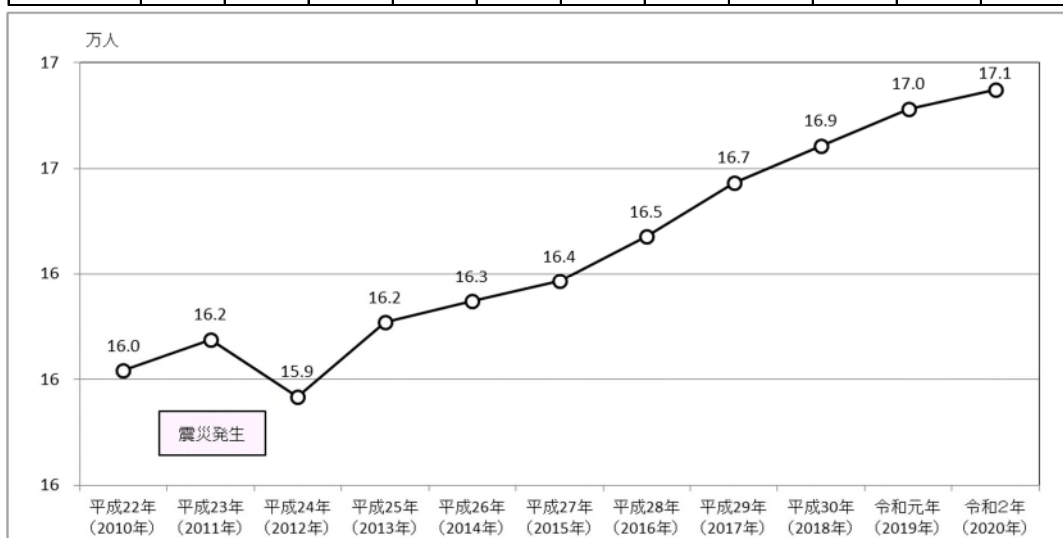
#### ◇浦安市の総人口、年齢3区分別人口の推移（各年4月1日現在）

単位：人

	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
総数	160,337	161,509	159,347	162,155	162,952	163,719	165,411	167,463	168,852	170,254	170,978
(期間)	09～10年	10～11年	11～12年	12～13年	13～14年	14～15年	15～16年	16～17年	17～18年	18～19年	19～20年
増減数	1,151	1,172	▲ 2,162	2,808	797	767	1,692	2,052	1,389	1,402	724
増減率	0.7%	0.7%	-1.3%	1.8%	0.5%	0.5%	1.0%	1.2%	0.8%	0.8%	0.4%

年少人口	26,671	26,746	25,968	25,358	24,742	24,155	23,732	23,574	23,140	22,683	22,229
生産年齢人口	114,812	115,194	112,630	114,307	114,248	114,165	115,103	116,316	117,278	118,344	118,847
老年人口	18,854	19,569	20,749	22,490	23,962	25,399	26,576	27,573	28,434	29,227	29,902



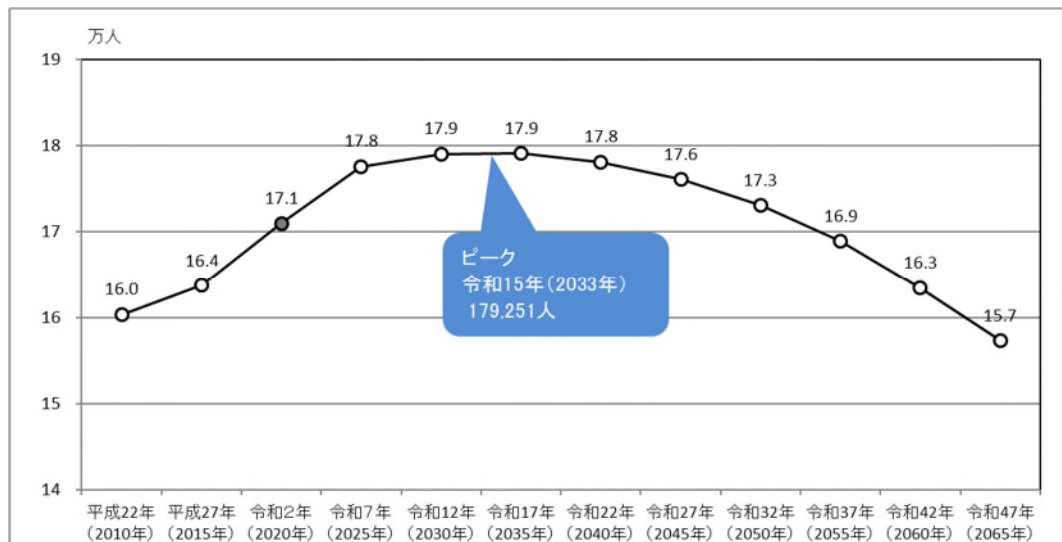
資料：住民基本台帳

将来的な人口の見通しについては、令和2年（2020年）以降も大規模住宅開発計画があることなどを背景として増加を続けるが、令和15年（2033年）の17万9千人をピークとして、それ以降は減少に転じる。

### ◇浦安市の総人口、年齢3区分別人口の見通し

単位：人

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)	令和47年 (2065年)
総数	160,337	163,719	170,978	177,561	179,011	179,099	178,096	176,092	173,072	168,925	163,483	157,273
増減数	10,474	3,382	7,259	6,583	1,450	88	▲1,003	▲2,004	▲3,020	▲4,147	▲5,442	▲6,210
増減率	7.0%	2.1%	4.4%	3.9%	0.8%	0.0%	-0.6%	-1.1%	-1.7%	-2.4%	-3.2%	-3.8%
年少人口	26,671	24,155	22,229	21,580	21,575	22,400	23,138	22,436	20,051	17,444	15,948	15,626
生産年齢人口	114,812	114,165	118,847	122,971	120,028	112,904	105,064	100,686	98,479	97,060	93,595	86,886
老年人口	18,854	25,399	29,902	33,010	37,408	43,795	49,894	52,970	54,542	54,421	53,940	54,761



また、本市は、住宅都市としての性格のほか、テーマパークを中心として、商業施設やホテルなど、多くの人々が訪れるまちとなっており、多くの滞在人口が見込まれる。地域経済分析システム（RESAS）で基準となっている15歳以上80歳未満の本市の滞在人口を推計したところ、最大で約25万人になると見込まれ、15歳以上80歳未満の常住人口の約14万人を大きく上回る水準となっている。

## ②交通

本市の骨格を形成する主要な交通網のうち、主要な道路網については、東京湾に面する主要な都市間を結ぶ首都高速道路湾岸線や国道357号東京湾岸道路をはじめ、主要地方道市川浦安線、県道東京浦安線、県道浦安停車場線及び県道西浦安停車場線、市道幹線で構成されている。

また、鉄道網については、鉄道2路線とモノレール1路線で構成されている。東京メトロ東西線やJR京葉線が都心と千葉方向を結ぶように運行し、舞浜駅からはアーバンリゾートゾーンを周回するディズニーリゾートラインが運行している。

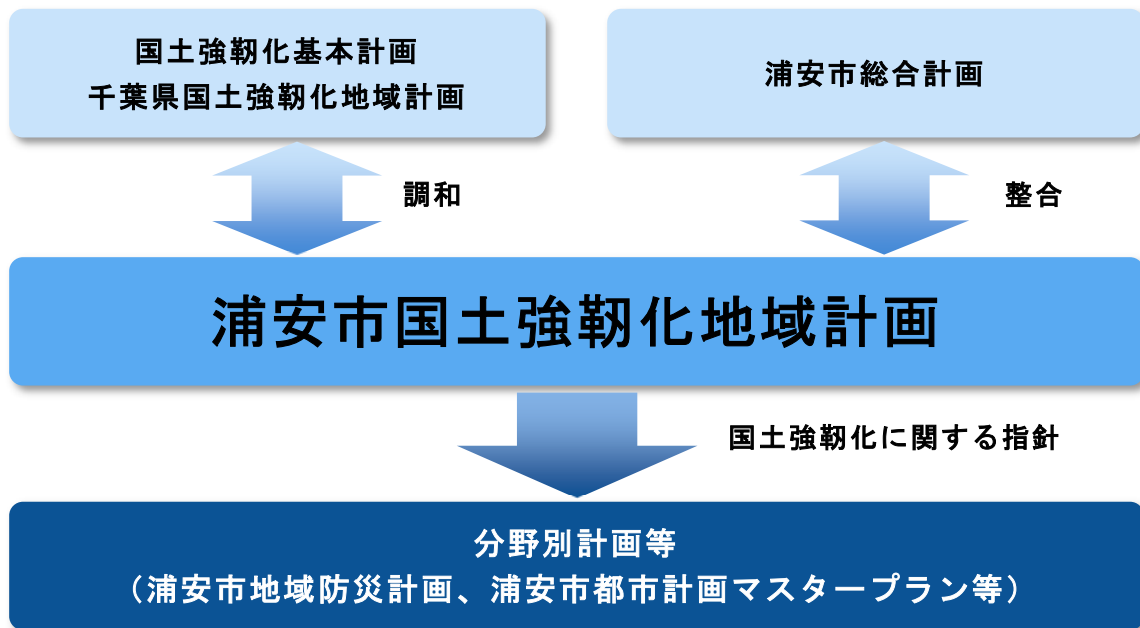
### ③産業経済

商業・サービス業は、市内の総事業者数の大部分を占めており、中でも、アーバンリゾートゾーンには、テーマパークやホテル、大型商業施設などが集積しており、国内だけでなく、海外からも多くの来訪者を集めている。

工業については、国内最大の機能を誇る鉄鋼の流通・加工基地である浦安鉄鋼団地が工業ゾーンに立地しており、地域経済や雇用の主要な受け皿となっている。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化基本計画や千葉県国土強靱化地域計画と調和を図りつつ、浦安市総合計画と整合性を図りながら、国土強靱化の観点から、市の様々な行政計画の指針となる計画として位置づける。



## 4 計画の構成と期間

### (1) 国土強靱化地域計画

地域を強靱化する上での基本的な考え方や「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（以下、「リスクシナリオ」という。）を回避するための推進方針などを示す。

計画期間は、おおむね5年間とし、浦安市総合計画、国土強靱化基本計画や千葉県国土強靱化地域計画の策定状況、社会経済情勢の変化、施策の進捗状況を踏まえて、計画期間の途中であっても必要な見直しを行う。

### (2) 地域強靱化アクションプラン

本計画で示した強靱化の推進方針などを推進するための具体的事業を位置づけ、事業内容や到達目標等を示す。

浦安市総合計画に基づく実施計画と整合性を図りながら計画期間を設定し、毎年度進行管理をして、必要な見直しを行う。



## 5 浦安市地域防災計画との違い

浦安市地域防災計画では、災害予防、災害応急及び災害復旧のそれぞれの段階において、地震や風水害などの災害種類ごとに、各局面における必要な対策について取りまとめたものである。

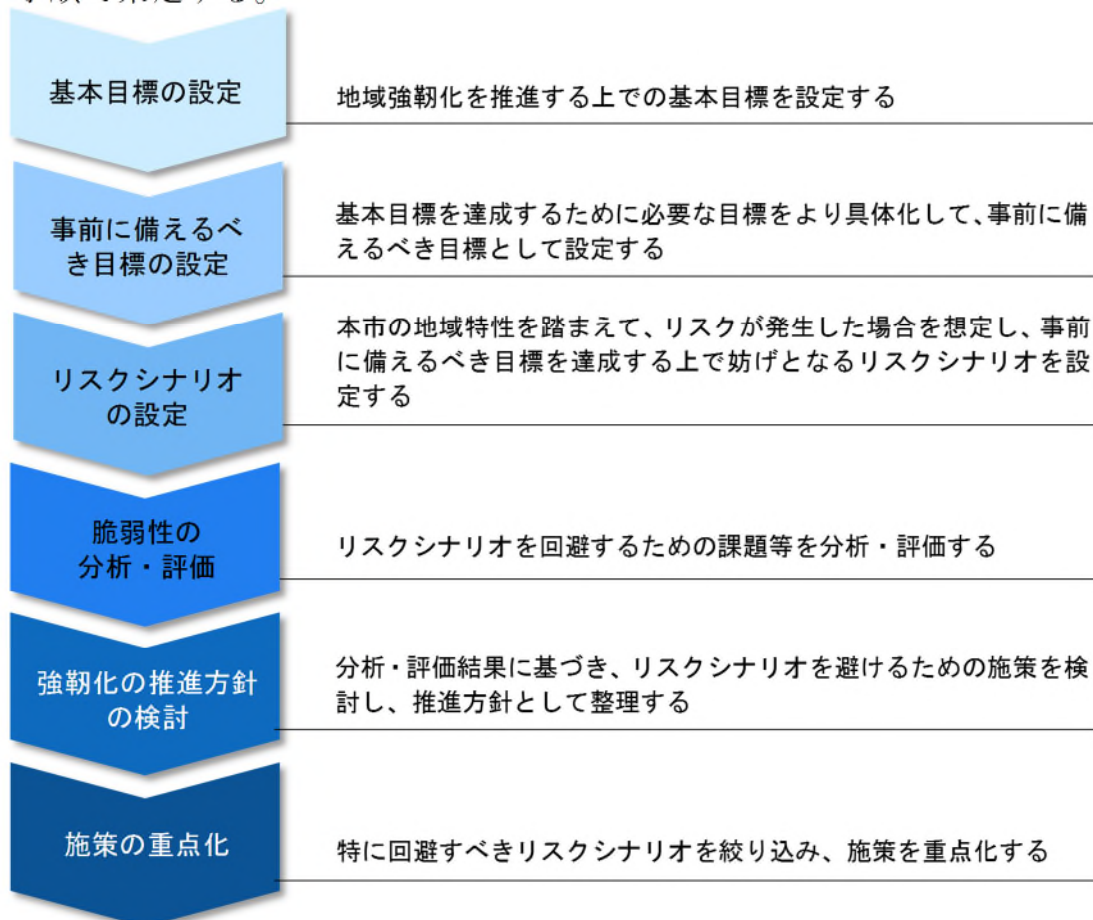
一方、本計画は、想定しうるリスクを見据えつつ、どのような事態が発生しようとも最悪の事態が避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげるため、災害発生前に実施すべき取り組みをまとめるとともに、リスクシナリオを踏まえ、それが回避できなかった場合の影響の程度、施策の重要性、緊急度等を考慮して、施策の重点化を行うものである。

### 《本計画と浦安市地域防災計画の違い》

項目	本計画	浦安市地域防災計画
検討のアプローチ	大規模な自然災害等	災害の種類ごと
主に対象とする局面	災害発災前（平常時）	災害発生前・災害発生時・災害発生後
施策の重点化	○	—

## 6 計画策定の基本的な進め方

本計画は、国の定める「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考にして、次の手順で策定する。





## 7 地域を強靱化する上での目標

基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、本市では、国土強靱化基本計画を基に、地域強靱化を推進する上での「基本目標」及び基本目標をより具体化した「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

### 《基本目標》

- ① 人命が最優先で守られること
- ② 市及び社会の重要な機能が可能な限り維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### 《事前に備えるべき目標》

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を可能な限り維持させる
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 第2章 脆弱性の分析・評価

### 1 想定するリスク

本計画においては、国土強靱化基本計画で想定する「大規模自然災害」だけでなく、テーマパークやホテル、大型商業施設などが集積し、国内のみならず海外からも多くの来訪者を集めている本市の地域特性を踏まえ、大規模自然災害と同様に市民生活と地域経済に深刻な被害をもたらす「感染症のまん延」や「市民や来訪者の安全を脅かす行為」を加えた「大規模な自然災害等」を想定するリスクとする。

### 2 リスクシナリオの設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項により、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。

本計画においては、国土強靱化基本計画における45のリスクシナリオを基に、本市の地域特性や本計画で想定するリスクを踏まえて、10のリスクシナリオを除外し、2のリスクシナリオの追加を行うとともに、表現の修正等をした上で37のリスクシナリオを設定する。

#### 《除外したリスクシナリオ》

大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
首都圏等での中央官庁機能の機能不全
テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響（空路の機能停止）
金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
農地・森林等の被害による国土の荒廃

#### 《追加したリスクシナリオ》

感染症のまん延による患者の増加に伴う医療施設及び関係者の絶対的不足、医療機能の麻痺
感染症のまん延による経済活動の停止

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-8	感染症のまん延による患者の増加に伴う医療施設及び関係者の絶対的不足、医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断、災害時に活用する情報サービスの機能停止等により、情報の伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を可能な限り維持させる	5-1	サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		5-7	感染症のまん延による経済活動の停止
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財の喪失や地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

### 3 施策分野の設定

国土強靱化基本計画で設定された個別施策分野を参考として、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置いて、次のとおり施策分野を設定する。

- |                  |          |
|------------------|----------|
| ① 子育て・教育・文化      | ⑤ 市街地・住宅 |
| ② 保健医療・福祉・コミュニティ | ⑥ 都市基盤   |
| ③ 行政機能           | ⑦ 産業     |
| ④ 水辺・緑地・環境       |          |

### 4 脆弱性の分析・評価

#### (1) 手順

リスクシナリオを回避するために必要な取り組みを分析し、関連する現在の取り組みによって、リスクシナリオの回避が可能であるか、縦軸にリスクシナリオ、横軸に施策分野を配置したマトリクスを作成して、リスクシナリオを回避するための施策群（以下、「プログラム」という。）を整理し、必要な取り組みと現在の取り組みを比較して脆弱性の分析・評価を行った。

#### (2) 結果

脆弱性の分析・評価結果については、別記「脆弱性分析・評価結果」のとおりであり、この結果を踏まえた脆弱性の分析・評価のポイントは、次のとおりである。

##### ①地域特性を踏まえた対策が必要

本市は、公有水面埋立事業によって造成された土地が市域全体の約4分の3を占め、市域の三方を海と河川に囲まれていることや、国内外から来訪者を集め、滞在人口が約25万人にも及ぶことから、このような地域特性を踏まえたリスクシナリオを想定し、対策を検討する必要がある。

##### ②効果的なハード・ソフト対策が必要

施設の整備や耐震化等のハード対策のみでは不十分であり、訓練や周知啓発等のソフト対策を組み合わせ、効果的に対策を推進する必要がある。

##### ③国・千葉県・地域住民・民間事業者等との連携が必要

本市域のみならず、より広域的な観点を踏まえ、国・千葉県の取り組みが必要な場合、地域住民、民間事業者が主体となった取り組みが必要な場合、他の自治体等の協力を得て行う取り組みが必要な場合などには、国・千葉県・地域住民・民間事業者等との間で十分に連携を図る必要がある。

## 第3章 強靱化の推進方針

前章の脆弱性の分析・評価の結果を踏まえ、国土強靱化基本計画や千葉県国土強靱化地域計画との関連性を考慮し、リスクシナリオを回避するための施策を検討し、リスクシナリオごとに強靱化の推進方針として整理した。

### 1 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- **建築物の耐震・安全化**
  - ・ 旧耐震基準により建てられた木造住宅や分譲集合住宅、緊急輸送路沿道の建物の耐震化を支援する。
  - ・ 分譲集合住宅の適正な維持管理をはじめ、建物の長寿命化対策や将来の建て替えが円滑に進められるよう、事業を進めていく仕組みや支援のあり方を検討する。
  - ・ 高齢者施設等については、大規模修繕や耐震化、防災設備の導入などの防災・減災対策を支援する。
- **密集市街地の改善**
  - ・ 地区の特性に応じた改善の考え方や整備手法などについて、関係住民と協議しながら、堀江・猫実・当代島地区の防災性能の向上に取り組む。
  - ・ 堀江・猫実元町中央地区では、新中通りをはじめとする道路の拡幅整備に取り組むとともに、建物の不燃化を促進する。
  - ・ 狭あい道路の拡幅や未接道宅地の解消に取り組むとともに、新橋周辺の市有地などを活用して、身近な防災活動の場や避難経路を整備する。
- **消防・救急体制の充実**
  - ・ 災害時に迅速な消防・救急活動が行えるよう、舞浜地区の消防出張所の整備に取り組むとともに、消防・救急車両や消防水利施設の計画的な更新などにより消防・救急体制の強化・充実を図る。
- **消防団の強化**
  - ・ 消防団が安定して活動できるよう、未来の地域防災の担い手である少年消防団の育成支援や、女性団員の加入促進など新たな団員の確保に努めるとともに、団員の知識や技術の向上を図る。
- **地域の防災力の向上**
  - ・ 市民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、多様な主体が協力して助け合えるよう、防災意識の向上と知識の普及・啓発を図る。
  - ・ 自主防災組織の活動を支援し、組織間の連携強化を促進するとともに、自主防災組織を中心に地域に根差した各種団体や住民が参加できる新たな地域の枠組みづくりを検討する。

- **要配慮者への支援**

- ・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々（要配慮者）への災害情報の伝達の支援に取り組むとともに、避難支援等関係者との協力体制づくりを推進する。

- **道路・橋りょう等の機能確保**

- ・ 道路や道路付属物、橋りょうについて、定期的に点検を実施し、予防保全の観点も踏まえた計画的で効率的な維持・修繕や、橋りょうの架け替えなどに取り組む。

- **公共施設の計画的保全**

- ・ 各施設において、機能保全を図ることを目的とし、建て替えや改修を計画的に行う。

## 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- **初期消火体制の確保**

- ・ 火災の延焼拡大を防ぐため、住宅用消火器の無償貸出しなどにより火災が小規模なうちに消火できる体制の強化・充実を図る。

- **密集市街地の改善【再掲】**

- ・ 地区の特性に応じた改善の考え方や整備手法などについて、関係住民と協議しながら、堀江・猫実・当代島地区の防災性能の向上に取り組む。
- ・ 堀江・猫実元町中央地区では、新中通りをはじめとする道路の拡幅整備に取り組むとともに、建物の不燃化を促進する。
- ・ 狭あい道路の拡幅や未接道宅地の解消に取り組むとともに、新橋周辺の市有地などを活用して、身近な防災活動の場や避難経路を整備する。

- **消防・救急体制の充実【再掲】**

- ・ 災害時に迅速な消防・救急活動が行えるよう、舞浜地区の消防出張所の整備に取り組むとともに、消防・救急車両や消防水利施設の計画的な更新などにより消防・救急体制の強化・充実を図る。

- **消防団の強化【再掲】**

- ・ 消防団が安定して活動できるよう、未来の地域防災の担い手である少年消防団の育成支援や、女性団員の加入促進など新たな団員の確保に努めるとともに、団員の知識や技術の向上を図る。

- **地域の防災力の向上【再掲】**

- ・ 市民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、多様な主体が協力して助け合えるよう、防災意識の向上と知識の普及・啓発を図る。
- ・ 自主防災組織の活動を支援し、組織間の連携強化を促進するとともに、自主防災組織を中心に地域に根差した各種団体や住民が参加できる新たな地域の枠組みづくりを検討する。



● **要配慮者への支援【再掲】**

- ・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々（要配慮者）への災害情報の伝達の支援に取り組むとともに、避難支援等関係者との協力体制づくりを推進する。

**1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生**

● **津波対策の推進**

- ・ 千葉県が管理する護岸の適切な維持管理や改修を促進するとともに、境川河口部の水門などの新設について、千葉県と協議を進める。

● **垂直避難体制の強化**

- ・ 津波や高潮などの災害から市民を守るため、建物の所有者や管理者などの協力を得ながら、垂直方向に避難できる施設の確保に取り組む。

● **消防・救急体制の充実【再掲】**

- ・ 災害時に迅速な消防・救急活動が行えるよう、舞浜地区の消防出張所の整備に取り組むとともに、消防・救急車両や消防水利施設の計画的な更新などにより消防・救急体制の強化・充実を図る。

● **消防団の強化【再掲】**

- ・ 消防団が安定して活動できるよう、未来の地域防災の担い手である少年消防団の育成支援や、女性団員の加入促進など新たな団員の確保に努めるとともに、団員の知識や技術の向上を図る。

● **地域の防災力の向上【再掲】**

- ・ 市民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、多様な主体が協力して助け合えるよう、防災意識の向上と知識の普及・啓発を図る。
- ・ 自主防災組織の活動を支援し、組織間の連携強化を促進するとともに、自主防災組織を中心に地域に根差した各種団体や住民が参加できる新たな地域の枠組みづくりを検討する。

● **要配慮者への支援【再掲】**

- ・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々（要配慮者）への災害情報の伝達の支援に取り組むとともに、避難支援等関係者との協力体制づくりを推進する。

**1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生**

● **浸水対策の推進**

- ・ 集中豪雨や台風などによる都市型水害に備え、関係機関と協議しながら雨水排水施設の整備に取り組む。
- ・ 老朽化する排水機場・ポンプ場の改修、建て替えや耐水化も視野に入れ、雨水排水施設の適正な維持管理に努め、的確かつ迅速な排水活動に取り組むとともに、千葉県が管理する水門・排水機場の耐震化や適正な維持管理を促進する。
- ・ 千葉県が管理する河川や海岸の老朽化した護岸の改修を促進するとともに、境川



河口部の水門と排水機場の設置に向けて千葉県と協議を進める。

- ・ 見明川河口部については、高潮で想定される潮位に対応していないことから、高潮による浸水から市民等を守るため、護岸の整備を促進する。
- **水防体制の強化**
  - ・ 水害から自らの地域を自らの手で守り、自衛の減災活動を行うことができるよう、地域に根差した各種団体や自主防災組織と連携を図りながら、水防体制の強化に向けた地域の枠組みづくりに取り組む。
- **消防・救急体制の充実【再掲】**
  - ・ 災害時に迅速な消防・救急活動が行えるよう、舞浜地区の消防出張所の整備に取り組むとともに、消防・救急車両や消防水利施設の計画的な更新などにより消防・救急体制の強化・充実を図る。
- **消防団の強化【再掲】**
  - ・ 消防団が安定して活動できるよう、未来の地域防災の担い手である少年消防団の育成支援や、女性団員の加入促進など新たな団員の確保に努めるとともに、団員の知識や技術の向上を図る。
- **地域の防災力の向上【再掲】**
  - ・ 市民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、多様な主体が協力して助け合えるよう、防災意識の向上と知識の普及・啓発を図る。
  - ・ 自主防災組織の活動を支援し、組織間の連携強化を促進するとともに、自主防災組織を中心に地域に根差した各種団体や住民が参加できる新たな地域の枠組みづくりを検討する。
- **要配慮者への支援【再掲】**
  - ・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々（要配慮者）への災害情報の伝達の支援に取り組むとともに、避難支援等関係者との協力体制づくりを推進する。
- **垂直避難体制の強化【再掲】**
  - ・ 津波や高潮などの災害から市民を守るため、建物の所有者や管理者などの協力を得ながら、垂直方向に避難できる施設の確保に取り組む。

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- **物資等の確保**
  - ・ 食料、毛布、マット等防災用品の計画的な備蓄を推進するとともに、災害時に円滑に利用できるように定期的に点検し、適切に更新を行う。
- **相互応援体制の整備・強化**
  - ・ 災害時に円滑に応援が受けられるよう、相互応援協定の実効性の向上を図るとともに、必要に応じて新たな協定を締結する。
- **幹線道路等の整備**
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や都県境における橋りょうの架橋を含む国道・県道の整備を促進する。
- **緊急輸送路の確保**
  - ・ 緊急輸送路となる主要な幹線道路の液状化対策や無電柱化に取り組むとともに、緊急輸送路沿道の建物の耐震化を支援する。
  - ・ 市の緊急輸送路に接続する国道・県道の液状化対策や無電柱化を促進する。
- **輸送体制の強化**
  - ・ 旧江戸川において、緊急時に円滑な物資輸送や災害救助を行えるよう、護岸整備と合わせた防災棧橋の整備に向けて千葉県と協議する。
- **応急給水体制の整備**
  - ・ 備蓄等による飲料水の確保や給水訓練の実施等により、応急給水体制を整備する。
  - ・ 災害時のバックアップ体制や応急給水・応急復旧等、危機管理体制の強化について千葉県と協議する。
- **公園等の防災機能の向上**
  - ・ 防災機能の向上が必要な今川地区に、一時的な避難場所となる広場の整備を行うとともに、無停電LED照明やマンホールトイレ等の防災施設を整備する。
- **道路・橋りょう等の機能確保【再掲】**
  - ・ 道路や道路付属物、橋りょうについて、定期的に点検を実施し、予防保全の観点も踏まえた計画的で効率的な維持・修繕や、橋りょうの架け替えなどに取り組む。

### 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- **道路・橋りょう等の機能確保【再掲】**
  - ・ 道路や道路付属物、橋りょうについて、定期的に点検を実施し、予防保全の観点も踏まえた計画的で効率的な維持・修繕や、橋りょうの架け替えなどに取り組む。

● **幹線道路等の整備【再掲】**

- ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や都県境における橋りょうの架橋を含む国道・県道の整備を促進する。

● **緊急輸送路の確保【再掲】**

- ・ 緊急輸送路となる主要な幹線道路の液状化対策や無電柱化に取り組むとともに、緊急輸送路沿道の建物の耐震化を支援する。
- ・ 市の緊急輸送路に接続する国道・県道の液状化対策や無電柱化を促進する。

**2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

● **受援体制の強化**

- ・ 他自治体や関係機関からの人的・物的支援の受け入れを円滑に実施するため、受援業務の手順や体制について検討するとともに、訓練等を通じて受援体制の強化を図る。

● **防災関係機関等と連携した実践型訓練の実施**

- ・ 迅速かつ機動的な応急復旧や復興への取り組みを円滑に展開できるよう、防災関係機関等と連携した実践型訓練を実施し、職員の総合的な防災力の向上を図る。

● **消防・救急体制の充実【再掲】**

- ・ 災害時に迅速な消防・救急活動が行えるよう、舞浜地区の消防出張所の整備に取り組むとともに、消防・救急車両や消防水利施設の計画的な更新などにより消防・救急体制の強化・充実を図る。

● **消防団の強化【再掲】**

- ・ 消防団が安定して活動できるよう、未来の地域防災の担い手である少年消防団の育成支援や、女性団員の加入促進など新たな団員の確保に努めるとともに、団員の知識や技術の向上を図る。

● **地域の防災力の向上【再掲】**

- ・ 市民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、多様な主体が協力して助け合えるよう、防災意識の向上と知識の普及・啓発を図る。
- ・ 自主防災組織の活動を支援し、組織間の連携強化を促進するとともに、自主防災組織を中心に地域に根差した各種団体や住民が参加できる新たな地域の枠組みづくりを検討する。

● **要配慮者への支援【再掲】**

- ・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々（要配慮者）への災害情報の伝達の支援に取り組むとともに、避難支援等関係者との協力体制づくりを推進する。

## 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

### ● 総合的な帰宅困難者対策の検討・実施

- ・ 本市では多くの来訪者が見込まれることから、大規模な自然災害等により発生する多数の帰宅困難者による混乱が生じないように、関係機関と協議し帰宅困難者対策を促進する。
- ・ 通勤や通学などにより市外に外出した市民が帰宅困難者となることも懸念されることから、関係機関と協議しながら災害時帰宅支援ステーション等の帰宅支援対策に取り組む。

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

### ● 医療体制の確保

- ・ 早期に救護所を開設し、円滑な応急医療活動が実施できるよう、応急用医療資機材の整備に取り組むとともに、関係機関との連携を強化する。
- ・ 災害時においても災害拠点病院が機能するよう、下水道機能の確保に取り組む。

## 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### ● 感染症対策の実施

- ・ 予防接種の啓発を通して、感染症のまん延を防止するための対策を推進する。
- ・ 避難所等における避難者の過密状態を防止するために新たな避難所等の確保の検討を行うとともに、感染症対策用品の備蓄に取り組む。

### ● 下水道施設の機能確保

- ・ 下水道施設を将来にわたり適切に維持していくため、計画的・効率的な維持・修繕に取り組む。
- ・ 災害時においても下水道の機能を確保できるよう、下水道施設の耐震化を計画的に推進する。

## 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

### ● トイレ対策の充実

- ・ 指定避難所等の衛生環境の悪化を防ぐため、簡易トイレ等の備蓄やマンホールトイレ等の整備を行うとともに、下水道施設の耐震化を計画的に推進する。

### ● 保健医療活動の実施

- ・ 避難生活が長期化した場合に、巡回医療や保健活動などにより災害時特有の疾患の予防措置が行えるよう、関係機関と連携強化を図る。

### ● 指定避難所等の確保

- ・ 指定避難所等における避難者の安全・安心を確保するため、公共施設等の活用により、避難生活環境の向上に取り組む。

**2-8 感染症のまん延による患者の増加に伴う医療施設及び関係者の絶対的不足、  
医療機能の麻痺**

● **医療関係機関等への支援**

- ・ 医療提供体制を維持するため、医療関係機関に対する支援体制を整備するとともに、医療用マスクなど、感染症対策用品を計画的に備蓄する。
- ・ 医療従事者が安心して働くことができる環境の整備に取り組む。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- 防犯力の強化
  - ・ 市民一人ひとりの防犯意識の向上や自主防犯活動の支援に取り組むとともに、公共空間や公園に計画的に防犯カメラを設置する。
- 警察施設の設置・更新
  - ・ 大規模住宅開発により人口増加が見込まれる高洲地区に新たな交番の設置を促進する。
  - ・ 老朽化した警察施設については、計画的な建て替えや改修を促進する。

#### 3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 業務継続体制の確保
  - ・ 浦安市業務継続計画（BCP）の不断の検証を行いながら、災害時に行政機能を維持・継続できる体制を整備する。
- 応急対処能力の向上
  - ・ 自衛隊や警察等の防災関係機関と連携し、継続して総合防災訓練や個別訓練を実施し、応急対処能力の向上を図る。
- 公共施設の計画的保全【再掲】
  - ・ 各施設において、機能保全を図ることを目的とし、建て替えや改修を計画的に行う。
- 受援体制の強化【再掲】
  - ・ 他自治体や関係機関からの人的・物的支援の受け入れを円滑に実施するため、受援業務の手順や体制について検討するとともに、訓練等を通じて受援体制の強化を図る。

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### ● 通信インフラの機能強化

- ・ 電話、インターネットといった通信インフラについては、災害時の安定供給の確保に向け、関係機関との連携強化を図る。

#### ● 代替通信手段の確保

- ・ 民間通信事業者の回線が停止した場合の代替通信手段を確保するため、自営の通信手段（防災行政無線）や多様な情報システムの適切な運用を図る。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断、災害時に活用する情報サービスの機能停止等により、情報の伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### ● 防災無線を主体とした情報伝達手段の充実強化

- ・ 市内各所に設置している防災無線や地域防災無線の運用を継続するとともに、市職員による広報車を活用した情報伝達など、通信機能の活用によらない情報伝達体制を整備する。



## 5 経済活動を可能な限り維持させる

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

#### ● 企業の災害対応力強化

- ・ 中小企業等の災害対応力強化を図るため、業務継続計画（BCP）の作成を支援するとともに、円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備する。

### 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

#### ● ライフラインの機能強化

- ・ 水道やガス、電気などのライフラインについては、災害時の安定供給の確保に向け、関係機関との連携強化を図る。
- ・ ライフラインの供給が途絶した場合にも一定の生活や産業活動を継続することができるよう、応急給水や非常電源、非常通信の手段を確保する。

#### ● 企業の災害対応力強化【再掲】

- ・ 中小企業等の災害対応力強化を図るため、業務継続計画（BCP）の作成を支援するとともに、円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備する。

### 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### ● 消防・救急体制の充実【再掲】

- ・ 災害時に迅速な消防・救急活動が行えるよう、舞浜地区の消防出張所の整備に取り組むとともに、消防・救急車両や消防水利施設の計画的な更新などにより消防・救急体制の強化・充実に努める。

### 5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

#### ● 道路・橋りょう等の機能確保【再掲】

- ・ 道路や道路付属物、橋りょうについて、定期的に点検を実施し、予防保全の観点も踏まえた計画的で効率的な維持・修繕や、橋りょうの架け替えなどに取り組む。

#### ● 幹線道路等の整備【再掲】

- ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や都県境における橋りょうの架橋を含む国道・県道の整備を促進する。

#### ● 緊急輸送路の確保【再掲】

- ・ 緊急輸送路となる主要な幹線道路の液状化対策や無電柱化に取り組むとともに、緊急輸送路沿道の建物の耐震化を支援する。
- ・ 市の緊急輸送路に接続する国道・県道の液状化対策や無電柱化を促進する。

#### ● 企業の災害対応力強化【再掲】

- ・ 中小企業等の災害対応力強化を図るため、業務継続計画（BCP）の作成を支援するとともに、円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備する。

## 5-5 食料等の安定供給の停滞

- **食料等の確保・供給体制の整備**
  - ・ 市による備蓄を継続するとともに、訓練等を通じて供給体制の強化に取り組む。
  - ・ 災害時に食料の確保や供給が困難になることに備え、各家庭における備蓄を促進する。
- **道路・橋りょう等の機能確保【再掲】**
  - ・ 道路や道路付属物、橋りょうについて、定期的に点検を実施し、予防保全の観点も踏まえた計画的で効率的な維持・修繕や、橋りょうの架け替えなどに取り組む。
- **幹線道路等の整備【再掲】**
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や都県境における橋りょうの架橋を含む国道・県道の整備を促進する。
- **緊急輸送路の確保【再掲】**
  - ・ 緊急輸送路となる主要な幹線道路の液状化対策や無電柱化に取り組むとともに、緊急輸送路沿道の建物の耐震化を支援する。
  - ・ 市の緊急輸送路に接続する国道・県道の液状化対策や無電柱化を促進する。
- **受援体制の強化【再掲】**
  - ・ 他自治体や関係機関からの人的・物的支援の受け入れを円滑に実施するため、受援業務の手順や体制について検討するとともに、訓練等を通じて受援体制の強化を図る。

## 5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- **応急給水体制の整備【再掲】**
  - ・ 備蓄等による飲料水の確保や給水訓練の実施等により、応急給水体制を整備する。
  - ・ 災害時のバックアップ体制や応急給水・応急復旧等、危機管理体制の強化について千葉県と協議する。
- **企業の災害対応力強化【再掲】**
  - ・ 中小企業等の災害対応力強化を図るため、業務継続計画（BCP）の作成を支援するとともに、円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備する。

## 5-7 感染症のまん延による経済活動の停止

- **中小企業等への支援**
  - ・ 感染症のまん延などにより経営に著しい影響を受けた中小企業等の経営を安定させるため、引き続き事業資金の融資や利子補給制度の運用を継続する。
  - ・ 中小企業等の生産性向上や負担の軽減を図るため、引き続き国や千葉県の支援制度の利用促進や経営相談などにより経営基盤の安定・強化に努める。
- **企業の災害対応力強化【再掲】**
  - ・ 中小企業等の災害対応力強化を図るため、業務継続計画（BCP）の作成を支援するとともに、円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備する。

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

#### ● ライフラインの機能強化【再掲】

- ・ 水道やガス、電気などのライフラインについては、災害時の安定供給の確保に向け、関係機関との連携強化を図る。
- ・ ライフラインの供給が途絶した場合にも一定の生活や産業活動を継続することができるよう、応急給水や非常電源、非常通信の手段を確保する。

### 6-2 上水道の長期間にわたる供給停止

#### ● 水の安定供給

- ・ 上水道施設の耐震化や災害時の応急復旧等の危機管理体制を強化するため、千葉県や関係機関と連携強化を図る。
- ・ 備蓄等による飲料水の確保や給水訓練の実施等により、応急給水体制を整備する。

### 6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

#### ● 下水道施設の整備

- ・ 老朽化した舞浜ポンプ場については、耐震性能が不足していることから、建て替えに取り組む。
- ・ 災害時においても下水道の機能を確保できるよう、管路等の下水道施設の耐震化や改築・修繕を計画的に推進する。
- ・ 公共下水道の未整備地区において、下水道整備に取り組む。

#### ● 廃棄物処理施設の延命化

- ・ 災害時を含め将来にわたって安定的かつ継続的に廃棄物の適正な処理を行うため、廃棄物処理施設の延命化に取り組む。

### 6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

#### ● 道路・橋りょう等の機能確保【再掲】

- ・ 道路や道路付属物、橋りょうについて、定期的に点検を実施し、予防保全の観点も踏まえた計画的で効率的な維持・修繕や、橋りょうの架け替えなどに取り組む。

#### ● 幹線道路等の整備【再掲】

- ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や都県境における橋りょうの架橋を含む国道・県道の整備を促進する。

#### ● 緊急輸送路の確保【再掲】

- ・ 緊急輸送路となる主要な幹線道路の液状化対策や無電柱化に取り組むとともに、緊急輸送路沿道の建物の耐震化を支援する。
- ・ 市の緊急輸送路に接続する国道・県道の液状化対策や無電柱化を促進する。

## 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

### ● 排水機場・ポンプ場の維持管理

- ・ 老朽化する排水機場・ポンプ場の適正な維持管理を行うとともに、千葉県が管理する施設の適正な維持管理を促進する。

### ● 津波・高潮対策の促進

- ・ 千葉県が管理する護岸や水門の適切な維持管理や改修を促進するとともに、高潮で想定される潮位に対応できていない見明川河口部については、護岸機能を強化するため、護岸の整備を促進する。
- ・ 境川河口部の水門や排水機場の新設について、千葉県と協議を進める。

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 応急危険度判定活動の実施体制整備
  - ・ 必要な資機材を整備するとともに、応急危険度判定コーディネーターの育成などを図りながら、応急危険度判定活動が速やかに実施できる体制を整備する。
- 密集市街地の改善【再掲】
  - ・ 地区の特性に応じた改善の考え方や整備手法などについて、関係住民と協議しながら、堀江・猫実・当代島地区の防災性能の向上に取り組む。
  - ・ 堀江・猫実元町中央地区では、新中通りをはじめとする道路の拡幅整備に取り組むとともに、建物の不燃化を促進する。
  - ・ 狭あい道路の拡幅や未接道宅地の解消に取り組むとともに、新橋周辺の市有地などを活用して、身近な防災活動の場や避難経路を整備する。
- 公共施設の計画的保全【再掲】
  - ・ 各施設において、機能保全を図ることを目的とし、建て替えや改修を計画的に行う。
- 初期消火体制の確保【再掲】
  - ・ 火災の延焼拡大を防ぐため、住宅用消火器の無償貸出しなどにより火災が小規模なうちに消火できる体制の強化・充実を図る。

### 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- 消防・救急体制の充実【再掲】
  - ・ 災害時に迅速な消防・救急活動が行えるよう、舞浜地区の消防出張所の整備に取り組むとともに、消防・救急車両や消防水利施設の計画的な更新などにより消防・救急体制の強化・充実を図る。
- 道路・橋りょう等の機能確保【再掲】
  - ・ 道路や道路付属物、橋りょうについて、定期的に点検を実施し、予防保全の観点も踏まえた計画的で効率的な維持・修繕や、橋りょうの架け替えなどに取り組む。
- 浸水対策の推進【再掲】
  - ・ 集中豪雨や台風などによる都市型水害に備え、関係機関と協議しながら雨水排水施設の整備に取り組む。
  - ・ 老朽化する排水機場・ポンプ場の改修、建て替えや耐水化も視野に入れ、雨水排水施設の適正な維持管理に努め、的確かつ迅速な排水活動に取り組むとともに、千葉県が管理する水門・排水機場の耐震化や適正な維持管理を促進する。
  - ・ 千葉県が管理する河川や海岸の老朽化した護岸の改修を促進するとともに、境川河口部の水門と排水機場の設置に向けて千葉県と協議を進める。
  - ・ 見明川河口部については、高潮で想定される潮位に対応していないことから、高潮による浸水から市民等を守るため、護岸の整備を促進する。

- **幹線道路等の整備【再掲】**

- ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や都県境における橋りょうの架橋を含む国道・県道の整備を促進する。

- **緊急輸送路の確保【再掲】**

- ・ 緊急輸送路となる主要な幹線道路の液状化対策や無電柱化に取り組むとともに、緊急輸送路沿道の建物の耐震化を支援する。
- ・ 市の緊急輸送路に接続する国道・県道の液状化対策や無電柱化を促進する。

### 7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- **旧第一期護岸の適正管理**

- ・ 旧第一期護岸の適正な管理を行うため、千葉県と協議を進める。

- **道路・橋りょう等の機能確保【再掲】**

- ・ 道路や道路付属物、橋りょうについて、定期的に点検を実施し、予防保全の観点も踏まえた計画的で効率的な維持・修繕や、橋りょうの架け替えなどに取り組む。

- **幹線道路等の整備【再掲】**

- ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や都県境における橋りょうの架橋を含む国道・県道の整備を促進する。

- **緊急輸送路の確保【再掲】**

- ・ 緊急輸送路となる主要な幹線道路の液状化対策や無電柱化に取り組むとともに、緊急輸送路沿道の建物の耐震化を支援する。
- ・ 市の緊急輸送路に接続する国道・県道の液状化対策や無電柱化を促進する。

- **下水道施設の機能確保【再掲】**

- ・ 下水道施設を将来にわたり適切に維持していくため、計画的・効率的な維持・修繕に取り組む。
- ・ 災害時においても下水道の機能を確保できるよう、下水道施設の耐震化を計画的に推進する。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ● 災害廃棄物の集積・処理体制の整備

- ・ 災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ速やかに災害廃棄物を処理するための体制を整備するとともに、災害廃棄物の集積場所や処理施設の確保を図る。

### 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### ● 人材の育成・確保

- ・ 自治会など自主防災組織や災害時に専門的な知識をもって協力することができる防災リーダーなど、地域防災を担う人材を育成する。
- ・ 平常時から建設団体や他自治体等との連携強化を図る。

#### ● 受援体制の強化【再掲】

- ・ 他自治体や関係機関からの人的・物的支援の受け入れを円滑に実施するため、受援業務の手順や体制について検討するとともに、訓練等を通じて受援体制の強化を図る。

### 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

#### ● 液状化対策の推進

- ・ 緊急輸送路となる主要な幹線道路の液状化対策や無電柱化に取り組む。
- ・ 市の緊急輸送路に接続する国道・県道の液状化対策や無電柱化を促進する。
- ・ 災害時においても下水道の機能を確保できるよう、下水道施設の耐震化を計画的に推進する。
- ・ 既成市街地における液状化対策については、官民連携による具体的工法の研究開発を促進するとともに、十分な情報提供や説明がなされるよう、国や千葉県に要請する。

#### ● 浸水対策の推進【再掲】

- ・ 集中豪雨や台風などによる都市型水害に備え、関係機関と協議しながら雨水排水施設の整備に取り組む。
- ・ 老朽化する排水機場・ポンプ場の改修、建て替えや耐水化も視野に入れ、雨水排水施設の適正な維持管理に努め、的確かつ迅速な排水活動に取り組むとともに、千葉県が管理する水門・排水機場の耐震化や適正な維持管理を促進する。
- ・ 千葉県が管理する河川や海岸の老朽化した護岸の改修を促進するとともに、境川河口部の水門と排水機場の設置に向けて千葉県と協議を進める。
- ・ 見明川河口部については、高潮で想定される潮位に対応していないことから、高潮による浸水から市民等を守るため、護岸の整備を促進する。



#### **8-4 貴重な文化財の喪失や地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失**

- **地域におけるコミュニティ活動の推進**
  - ・ 多くの市民が地域活動に取り組めるよう、自治会の加入・結成を促進するとともに、自治会の加入の有無に関わらず地域で協力し合うコミュニティの醸成を図る。
- **文化財の被災防止**
  - ・ 堀江・猫実・当代島地区の特性に応じた改善の考え方や整備手法などについて、関係住民と協議しながら、防災まちづくりに取り組み、地区の防災性能の向上を図る。

#### **8-5 仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態**

- **仮設住宅の供給**
  - ・ 市有地や民間の土地などの利用状況やライフラインの復旧見込みを踏まえ、用地の確保に努めるとともに、千葉県と連携を図り、速やかな応急仮設住宅の供給体制を確保するよう努める。
- **地籍調査の推進**
  - ・ 地籍調査を実施し、東日本大震災の液状化現象により不明確となった土地の境界を確定する。

#### **8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響**

- **風評被害対策**
  - ・ 平常時より報道機関を含めた適切な情報発信に努める。

## 第4章 計画の推進と進捗管理

### 1 施策の重点化

浦安市総合計画との整合性・関連性及び施策の進捗状況を踏まえ、「市民の生命を守る」・「市の課題を踏まえ、緊急的・重点的に対応する必要がある」という2つの観点から、重点化すべきプログラムに係る14のリスクシナリオを選定した。

#### 《重点化すべきプログラムに係る14のリスクシナリオ》

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

重点化すべきプログラムに係る施策については、その重要性に鑑み、地域強靱化アクションプランにおいて重点的に推進していく。

### 2 計画の進捗管理

本計画策定後は、計画の実効性を確保し、地域強靱化の取り組みを着実に進めていくため、別途策定する地域強靱化アクションプランに記載する事業について、到達目標等を活用して、毎年度進捗状況を把握する。

# 別記 脆弱性分析・評価結果

## 1 直接死を最大限防ぐ

### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- **建築物の耐震・安全化**
  - ・ 本市には未だ耐震性が不十分な住宅・建築物が残存していることから、引き続き耐震化を進めていく必要がある。
  - ・ 本市の主要な居住形態である分譲集合住宅は、建設後30年以上経過するものが約2割を占め、今後、高経年化した分譲集合住宅が増加することが予想されるため、適正な維持管理のための支援や将来想定される建て替えなどに向けた取り組みを検討していく必要がある。
  - ・ 高齢者施設等は、自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であるため、より一層施設の安全性を確保する必要がある。
- **密集市街地の改善**
  - ・ 堀江・猫実・当代島地区の一部では、老朽化した木造家屋や狭あい道路が多く、火災の延焼拡大や地震時の建物の倒壊、避難の困難さが懸念される。特に、堀江・猫実元町中央地区は、国が公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を含んでいるため、防災面から緊急的かつ重点的に改善する必要がある。
- **消防・救急体制の充実**
  - ・ 大規模な自然災害等が発生した際には、市内複数箇所で消防・救急需要の同時発生が予測されるため、迅速な消防・救急活動が行えるよう、更なる体制の強化・充実を図る必要がある。
- **消防団の強化**
  - ・ 消防団は、災害時の初動対応で重要な役割を担うことから、安定して活動できるよう、強化・充実を図る必要がある。
- **地域の防災力の向上**
  - ・ 高齢化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、地域の防災力の低下が懸念されることから、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、互いに協力して地域を災害から守る「共助」の強化を図り、地域の防災力を一層高めていく必要がある。
- **要配慮者への支援**
  - ・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々（要配慮者）が、地域の中で一人ひとりに寄り添った支援を受けられる体制の強化・充実を図る必要がある。

- **道路・橋りょう等の機能確保**

- ・ 道路や道路付属物、橋りょうについては、災害時においても必要な機能を確保できるよう、適切に維持・修繕などを行う必要がある。

- **公共施設の計画的保全**

- ・ 公共施設について、防災上重要な市有建築物の耐震化は完了していることから、今後は機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行う必要がある。

## 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- **初期消火体制の確保**

- ・ 大規模な自然災害等が発生した際には、常備消防をはじめとする防災関係機関による消防・救急活動の開始までに時間を要する恐れがあることから、市民自らが初期消火に取り組む体制の強化・充実を図る必要がある。

- **密集市街地の改善【再掲】**

- ・ 堀江・猫実・当代島地区の一部では、老朽化した木造家屋や狭あい道路が多く、火災の延焼拡大や地震時の建物の倒壊、避難の困難さが懸念される。特に、堀江・猫実元町中央地区は、国が公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を含んでいるため、防災面から緊急的かつ重点的に改善する必要がある。

- **消防・救急体制の充実【再掲】**

- ・ 大規模な自然災害等が発生した際には、市内複数箇所で消防・救急需要の同時発生が予測されるため、迅速な消防・救急活動が行えるよう、更なる体制の強化・充実を図る必要がある。

- **消防団の強化【再掲】**

- ・ 消防団は、災害時の初動対応で重要な役割を担うことから、安定して活動できるよう、強化・充実を図る必要がある。

- **地域の防災力の向上【再掲】**

- ・ 高齢化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、地域の防災力の低下が懸念されることから、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、互いに協力して地域を災害から守る「共助」の強化を図り、地域の防災力を一層高めていく必要がある。

- **要配慮者への支援【再掲】**

- ・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々（要配慮者）が、地域の中で一人ひとりに寄り添った支援を受けられる体制の強化・充実を図る必要がある。

### 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- **津波対策の推進**
  - ・ 津波が発生しても決壊することなく機能するよう護岸の適切な維持管理・改修を促進するとともに、水門の新設などにより津波の河川への進入を防ぐ必要がある。
- **垂直避難体制の強化**
  - ・ 高台がない本市において、住民が津波や高潮などの災害から一時的に退避できるよう、垂直方向の避難環境を確保する必要がある。
- **消防・救急体制の充実【再掲】**
  - ・ 大規模な自然災害等が発生した際には、市内複数箇所で消防・救急需要の同時発生が予測されるため、迅速な消防・救急活動が行えるよう、更なる体制の強化・充実を図る必要がある。
- **消防団の強化【再掲】**
  - ・ 消防団は、災害時の初動対応で重要な役割を担うことから、安定して活動できるよう、強化・充実を図る必要がある。
- **地域の防災力の向上【再掲】**
  - ・ 高齢化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、地域の防災力の低下が懸念されることから、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、互いに協力して地域を災害から守る「共助」の強化を図り、地域の防災力を一層高めていく必要がある。
- **要配慮者への支援【再掲】**
  - ・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々（要配慮者）が、地域の中で一人ひとりに寄り添った支援を受けられる体制の強化・充実を図る必要がある。

#### 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- **浸水対策の推進**
  - ・ 近年の気候変動に伴う集中豪雨や台風による被害が頻発・激甚化の傾向にあることや、一部の地域では、地盤沈下などにより雨水の排水能力が著しく低下していることから、治水・排水体制を強化する必要がある。
- **水防体制の強化**
  - ・ 水害から自らの地域を自らの手で守れるよう、地域における水防体制を強化する必要がある。
- **消防・救急体制の充実【再掲】**
  - ・ 大規模な自然災害等が発生した際には、市内複数箇所で消防・救急需要の同時発生が予測されるため、迅速な消防・救急活動が行えるよう、更なる体制の強化・充実を図る必要がある。
- **消防団の強化【再掲】**
  - ・ 消防団は、災害時の初動対応で重要な役割を担うことから、安定して活動できるよう、強化・充実を図る必要がある。
- **地域の防災力の向上【再掲】**
  - ・ 高齢化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、地域の防災力の低下が懸念されることから、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、互いに協力して地域を災害から守る「共助」の強化を図り、地域の防災力を一層高めていく必要がある。
- **要配慮者への支援【再掲】**
  - ・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々（要配慮者）が、地域の中で一人ひとりに寄り添った支援を受けられる体制の強化・充実を図る必要がある。
- **垂直避難体制の強化【再掲】**
  - ・ 高台がない本市において、住民が津波や高潮などの災害から一時的に退避できるよう、垂直方向の避難環境を確保する必要がある。

## 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 物資等の確保
  - ・ 防災用品については、物資等の供給を円滑に行うため、備蓄計画に基づき備蓄を推進する必要がある。
- 相互応援体制の整備・強化
  - ・ 災害時に応急復旧対応などを迅速かつ円滑に進められるよう、更なる相互応援体制の強化・充実を図る必要がある。
- 幹線道路等の整備
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や幹線道路等の整備により、道路ネットワークの機能を強化する必要がある。
- 緊急輸送路の確保
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能を確保するため、主要な幹線道路については、地震発生時における液状化現象や、電柱、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
- 輸送体制の強化
  - ・ 陸路による物資の輸送が困難になる状況に備えるため、三方を海や河川で囲まれた本市の地理的特性を活かし、水運による新たな輸送体制を構築する必要がある。
- 応急給水体制の整備
  - ・ 飲料水の備蓄や、受水槽等の給水装置の整備を進めてきたが、訓練の実施等により、応急給水活動の実効性を高める必要がある。
  - ・ 本市では、水道事業は全て県営水道により運営されているため、平常時から千葉県と連携を密にしながら、危機管理体制の強化を図る必要がある。
- 公園等の防災機能の向上
  - ・ 指定避難所のない今川地区において、災害時の物資供給を円滑に行い、トイレ環境や一時的な避難場所を確保するため、公園等の防災機能の向上を図る必要がある。
- 道路・橋りょう等の機能確保【再掲】
  - ・ 道路や道路付属物、橋りょうについては、災害時においても必要な機能を確保できるように、適切に維持・修繕などを行う必要がある。



## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- **道路・橋りょう等の機能確保【再掲】**
  - ・ 道路や道路付属物、橋りょうについては、災害時においても必要な機能を確保できるよう、適切に維持・修繕などを行う必要がある。
- **幹線道路等の整備【再掲】**
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や幹線道路等の整備により、道路ネットワークの機能を強化する必要がある。
- **緊急輸送路の確保【再掲】**
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能を確保するため、主要な幹線道路については、地震発生時における液状化現象や、電柱、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。

## 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- **受援体制の強化**
  - ・ 災害時に円滑に他自治体や関係機関からの人的・物的支援が受け入れられるよう、受援力の向上を図る必要がある。
- **防災関係機関等と連携した実践型訓練の実施**
  - ・ 災害時に備え、職員の災害対策全般に関する対応力の更なる向上を図る必要がある。
- **消防・救急体制の充実【再掲】**
  - ・ 大規模な自然災害等が発生した際には、市内複数箇所では消防・救急需要の同時発生が予測されるため、迅速な消防・救急活動が行えるよう、更なる体制の強化・充実を図る必要がある。
- **消防団の強化【再掲】**
  - ・ 消防団は、災害時の初動対応で重要な役割を担うことから、安定して活動できるよう、強化・充実を図る必要がある。
- **地域の防災力の向上【再掲】**
  - ・ 高齢化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、地域の防災力の低下が懸念されることから、市民一人ひとりが自らを災害から守る「自助」、互いに協力して地域を災害から守る「共助」の強化を図り、地域の防災力を一層高めていく必要がある。
- **要配慮者への支援【再掲】**
  - ・ 高齢者や障がいのある方、乳幼児などの災害時に特に配慮を要する方々（要配慮者）が、地域の中で一人ひとりに寄り添った支援を受けられる体制の強化・充実を図る必要がある。

#### 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

##### ● 総合的な帰宅困難者対策の検討・実施

- ・ 多くの滞在人口が見込まれる本市では、大規模な自然災害等が発生した際、多くの帰宅困難者が発生することが懸念されることから、帰宅困難者の支援に取り組む必要がある。
- ・ 通勤・通学等により他地域で被災し帰宅困難者となる市民に対して、帰宅支援を行う必要がある。

#### 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

##### ● 医療体制の確保

- ・ 災害時に迅速に応急医療活動に取り組む体制を構築する必要がある。
- ・ 災害拠点病院の医療体制を維持し必要な医療が提供できるよう、災害時における下水道の機能不全を防ぐ必要がある。

#### 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

##### ● 感染症対策の実施

- ・ 感染症の発生及びまん延を防止するため、日頃から市民に対し衛生管理に関する啓発を行うとともに、避難所等の人が集まる場所において衛生環境の向上に努める必要がある。

##### ● 下水道施設の機能確保

- ・ 下水道施設については、災害時においても必要な機能を確保できるよう、適切な維持管理や耐震化に取り組む必要がある。

#### 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

##### ● トイレ対策の充実

- ・ 多数の避難者が集まる指定避難所等において、良好な公衆衛生管理が行えるよう、災害時のトイレ対策に取り組む必要がある。

##### ● 保健医療活動の実施

- ・ 大規模な自然災害等が発生した際には避難者の避難生活が長期化することが想定されることから、心身の健康を守る体制を構築する必要がある。

##### ● 指定避難所等の確保

- ・ 指定避難所等における避難者の過密状態による避難生活環境の悪化を防ぐため、避難体制の整備に取り組む必要がある。

**2-8 感染症のまん延による患者の増加に伴う医療施設及び関係者の絶対的不足、  
医療機能の麻痺**

● 医療関係機関等への支援

- ・ 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策と通常 of 医療提供体制の両立を図る必要がある。

### 3 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- 防犯力の強化
  - ・ 災害時においても治安を維持できるよう、地域の防犯力を強化するとともに、防犯環境を整備することにより犯罪の発生を抑止する必要がある。
- 警察施設の設置・更新
  - ・ 特定の警察施設が被災した場合であっても、治安を維持できるよう、新たな警察施設の設置を促進する必要がある。
  - ・ 災害時においても警察機能を維持できるよう、警察施設を適切に維持・更新する必要がある。

#### 3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 業務継続体制の確保
  - ・ 災害時に市民生活への影響を最小限に留められるよう、継続的に行政機能を維持する体制を構築する必要がある。
- 応急対処能力の向上
  - ・ 職員一人ひとりが災害時に迅速かつ円滑な対応ができるよう、訓練を実施する必要がある。
- 公共施設の計画的保全【再掲】
  - ・ 公共施設について、防災上重要な市有建築物の耐震化は完了していることから、今後は機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行う必要がある。
- 受援体制の強化【再掲】
  - ・ 災害時に円滑に他自治体や関係機関からの人的・物的支援が受け入れられるよう、受援力の向上を図る必要がある。

## 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

#### ● 通信インフラの機能強化

- ・ 電話、インターネットといった通信インフラについては、災害情報の収集や防災関係機関との連絡等、防災・災害対応を図る上で欠くことのできない重要な資源であることから、災害時においても安定的な供給体制を確保する必要がある。

#### ● 代替通信手段の確保

- ・ 民間通信事業者の回線が停止した場合にも、防災・災害対応を継続的に実施できるよう、代替通信手段を確保する必要がある。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断、災害時に活用する情報サービスの機能停止等により、情報の伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### ● 防災無線を主体とした情報伝達手段の充実強化

- ・ 災害時に正確かつ迅速に情報を提供できるよう、情報伝達手段の充実強化を図る必要がある。

## 5 経済活動を可能な限り維持させる

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

- 企業の災害対応力強化
  - ・ 災害時にも一定の事業活動が継続的に実施できるよう、企業の災害対応力の強化を促進する必要がある。

### 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- ライフラインの機能強化
  - ・ 水道やガス、電気などのライフラインについては、日々の生活を維持するだけでなく、健康で文化的な市民生活を支え、産業活動を営む上で欠くことのできない重要な資源・エネルギーであることから、災害時においても安定的な供給体制を確保する必要がある。
  - ・ 災害時には、平常時における水の供給処理網やエネルギー供給網、情報網などが機能しない恐れがあるため、ライフラインの供給が途絶した場合の代替手段を確保する必要がある。
- 企業の災害対応力強化【再掲】
  - ・ 災害時にも一定の事業活動が継続的に実施できるよう、企業の災害対応力の強化を促進する必要がある。

### 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 消防・救急体制の充実【再掲】
  - ・ 大規模な自然災害等が発生した際には、市内複数箇所で消防・救急需要の同時発生が予測されるため、迅速な消防・救急活動が行えるよう、更なる体制の強化・充実を図る必要がある。

### 5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

- 道路・橋りょう等の機能確保【再掲】
  - ・ 道路や道路付属物、橋りょうについては、災害時においても必要な機能を確保できるよう、適切に維持・修繕などを行う必要がある。
- 幹線道路等の整備【再掲】
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や幹線道路等の整備により、道路ネットワークの機能を強化する必要がある。
- 緊急輸送路の確保【再掲】
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能を確保するため、主要な幹線道路については、地震発生時における液状化現象や、電柱、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
- 企業の災害対応力強化【再掲】
  - ・ 災害時にも一定の事業活動が継続的に実施できるよう、企業の災害対応力の強化を促進する必要がある。

## 5-5 食料等の安定供給の停滞

- **食料等の確保・供給体制の整備**
  - ・ 食料等については、災害時における被災者への迅速な供給体制を確保するため、指定避難所等に設置された防災備蓄倉庫に分散備蓄してきたが、引き続き備蓄を継続するとともに、迅速かつ的確に供給できる体制の強化に取り組む必要がある。
  - ・ 災害時には、物資の支援が遅れることが想定されることから、各家庭での備蓄を促進する必要がある。
- **道路・橋りょう等の機能確保【再掲】**
  - ・ 道路や道路付属物、橋りょうについては、災害時においても必要な機能を確保できるよう、適切に維持・修繕などを行う必要がある。
- **幹線道路等の整備【再掲】**
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や幹線道路等の整備により、道路ネットワークの機能を強化する必要がある。
- **緊急輸送路の確保【再掲】**
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能を確保するため、主要な幹線道路については、地震発生時における液状化現象や、電柱、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
- **受援体制の強化【再掲】**
  - ・ 災害時に円滑に他自治体や関係機関からの人的・物的支援が受け入れられるよう、受援力の向上を図る必要がある。

## 5-6 異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- **応急給水体制の整備【再掲】**
  - ・ 飲料水の備蓄や、受水槽等の給水装置の整備を進めてきたが、訓練の実施等により、応急給水活動の実効性を高める必要がある。
  - ・ 本市では、水道事業は全て県営水道により運営されているため、平常時から千葉県と連携を密にしながら、危機管理体制の強化を図る必要がある。
- **企業の災害対応力強化【再掲】**
  - ・ 災害時にも一定の事業活動が継続的に実施できるよう、企業の災害対応力の強化を促進する必要がある。

## 5-7 感染症のまん延による経済活動の停止

- **中小企業等への支援**
  - ・ 新型コロナウイルス感染症が市内経済に大きな打撃を与えたことを踏まえ、感染症のまん延による急激な経済的環境の変化に対応できるよう、中小企業等の経営を支援する必要がある。
- **企業の災害対応力強化【再掲】**
  - ・ 災害時にも一定の事業活動が継続的に実施できるよう、企業の災害対応力の強化



を促進する必要がある。

## 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

#### ● ライフラインの機能強化【再掲】

- ・ 水道やガス、電気などのライフラインについては、日々の生活を維持するだけでなく、健康で文化的な市民生活を支え、産業活動を営む上で欠くことのできない重要な資源・エネルギーであることから、災害時においても安定的な供給体制を確保する必要がある。
- ・ 災害時には、平常時における水の供給処理網やエネルギー供給網、情報網などが機能しない恐れがあるため、ライフラインの供給が途絶した場合の代替手段を確保する必要がある。

### 6-2 上水道の長期間にわたる供給停止

#### ● 水の安定供給

- ・ 上水道施設の被害を最小限に留め、速やかに復旧できるよう、管路等の耐震化や危機管理体制の強化を促進する必要がある。
- ・ 飲料水の備蓄や受水槽の整備を進めてきたが、訓練の実施等により、応急給水活動の実効性を高める必要がある。

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### ● 下水道施設の整備

- ・ 災害時においてもポンプ場や管路などの下水道施設の機能を持続して確保する必要がある。
- ・ 公共下水道の未供用区域の解消を目指し、下水道事業の推進に取り組んでいく必要がある。

#### ● 廃棄物処理施設の延命化

- ・ 竣工から20年以上経過している廃棄物処理施設については、災害時においても必要な機能を今後も確保できるよう、災害対策を行い、延命化を図る必要がある。

### 6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

#### ● 道路・橋りょう等の機能確保【再掲】

- ・ 道路や道路付属物、橋りょうについては、災害時においても必要な機能を確保できるよう、適切に維持・修繕などを行う必要がある。

#### ● 幹線道路等の整備【再掲】

- ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や幹線道路等の整備により、道路ネットワークの機能を強化する必要がある。

#### ● 緊急輸送路の確保【再掲】

- ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能を確保するため、主要な幹線道路については、地震発生時における液状化現象や、電柱、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。

## 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

### ● 排水機場・ポンプ場の維持管理

- ・ 排水機場・ポンプ場といった防災インフラについては、災害時においても機能を維持できるよう、平常時より適正に維持管理する必要がある。

### ● 津波・高潮対策の促進

- ・ 津波や高潮による被害を防ぐため、護岸等の機能を確保する必要がある。
- ・ 一部の地域では、地盤沈下などにより雨水の排水能力が低下していることから、災害時においても排水機能を維持できるよう、境川の水位を管理する必要がある。

## 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

### 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 応急危険度判定活動の実施体制整備
  - ・ 応急危険度判定については、災害時に速やかに活動が実施できるよう、平常時から準備に取り組む必要がある。
- 密集市街地の改善【再掲】
  - ・ 堀江・猫実・当代島地区の一部では、老朽化した木造家屋や狭あい道路が多く、火災の延焼拡大や地震時の建物の倒壊、避難の困難さが懸念される。特に、堀江・猫実元町中央地区は、国が公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を含んでいるため、防災面から緊急的かつ重点的に改善する必要がある。
- 公共施設の計画的保全【再掲】
  - ・ 公共施設について、防災上重要な市有建築物の耐震化は完了していることから、今後は機能保全を図ることを目的とし、計画的に建て替えや修繕を行う必要がある。
- 初期消火体制の確保【再掲】
  - ・ 大規模な自然災害等が発生した際には、常備消防をはじめとする防災関係機関による消防・救急活動の開始までに時間を要する恐れがあることから、市民自らが初期消火に取り組む体制の強化・充実を図る必要がある。

### 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- 消防・救急体制の充実【再掲】
  - ・ 大規模な自然災害等が発生した際には、市内複数箇所で消防・救急需要の同時発生が予測されるため、迅速な消防・救急活動が行えるよう、更なる体制の強化・充実を図る必要がある。
- 道路・橋りょう等の機能確保【再掲】
  - ・ 道路や道路付属物、橋りょうについては、災害時においても必要な機能を確保できるよう、適切に維持・修繕などを行う必要がある。
- 浸水対策の推進【再掲】
  - ・ 近年の気候変動に伴う集中豪雨や台風による被害が頻発・激甚化の傾向にあることや、一部の地域では、地盤沈下などにより雨水の排水能力が著しく低下していることから、治水・排水体制を強化する必要がある。
- 幹線道路等の整備【再掲】
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や幹線道路等の整備により、道路ネットワークの機能を強化する必要がある。
- 緊急輸送路の確保【再掲】
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能を確保するため、主要な幹線道路については、地震発生時における液状化現象や、電柱、沿道建築物の倒壊による道路

閉塞を防止する必要がある。

### 7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- **旧第一期護岸の適正管理**
  - ・ 旧第一期護岸については、地域住民の避難路確保に向け、老朽化に伴う破損等による交通麻痺を防止するため、千葉県と調整を図りながら、適正管理を行う必要がある。
- **道路・橋りょう等の機能確保【再掲】**
  - ・ 道路や道路付属物、橋りょうについては、災害時においても必要な機能を確保できるよう、適切に維持・修繕などを行う必要がある。
- **幹線道路等の整備【再掲】**
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能強化を図るため、広域幹線道路や幹線道路等の整備により、道路ネットワークの機能を強化する必要がある。
- **緊急輸送路の確保【再掲】**
  - ・ 災害時の避難・救助や緊急物資輸送の機能を確保するため、主要な幹線道路については、地震発生時における液状化現象や、電柱、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防止する必要がある。
- **下水道施設の機能確保【再掲】**
  - ・ 下水道施設については、災害時においても必要な機能を確保できるよう、適切な維持管理や耐震化に取り組む必要がある。

## 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

#### ● 災害廃棄物の集積・処理体制の整備

- ・ 災害時には、大量の災害廃棄物が発生し、交通や生活、ライフラインの復興を妨げることが懸念されるため、廃棄物の最終処分場を持たない本市において、速やかに災害廃棄物の集積や処理を行う必要がある。

### 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### ● 人材の育成・確保

- ・ 防災訓練等への積極的な参加を促進するなど、地域防災を担う人材を育成する必要がある。
- ・ 災害復旧に備えて、建設団体や他自治体等との防災連携体制の強化を図る必要がある。

#### ● 受援体制の強化【再掲】

- ・ 災害時に円滑に他自治体や関係機関からの人的・物的支援が受け入れられるよう、受援力の向上を図る必要がある。

### 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

#### ● 液状化対策の推進

- ・ 東日本大震災に伴う液状化被害を踏まえ、液状化対策の推進を図る必要がある。

#### ● 浸水対策の推進【再掲】

- ・ 近年の気候変動に伴う集中豪雨や台風による被害が頻発・激甚化の傾向にあることや、一部の地域では、地盤沈下などにより雨水の排水能力が著しく低下していることから、治水・排水体制を強化する必要がある。

### 8-4 貴重な文化財の喪失や地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### ● 地域におけるコミュニティ活動の推進

- ・ 高齢化の進展に伴い人口構造が変化しつつある中、地域におけるコミュニティ活動が継続できる体制づくりを行う必要がある。

#### ● 文化財の被災防止

- ・ 堀江・猫実・当代島地区には、21件の指定有形文化財が保存されているが、当地区の一部では、老朽化した木造家屋や狭あいな道路が多く、火災の延焼拡大や建物の倒壊など防災上の課題を抱えていることから、防災性能の向上により、これらの文化財の被災を防止する必要がある。

#### **8-5 仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態**

- **仮設住宅の供給**
  - ・ 住宅の復興を迅速かつ円滑に行うため、応急仮設住宅の供給体制を整備する必要がある。
- **地籍調査の推進**
  - ・ 速やかな復興を推進するため、東日本大震災の液状化現象により不明確となった土地の境界を確定する必要がある。

#### **8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響**

- **風評被害対策**
  - ・ 大規模な自然災害等に起因する風評被害に対応するため、正確な情報を収集し、タイムリーに周知するなど、適切に情報発信を行う必要がある。



# 資料

用語解説

## 用語解説

### あ行

#### 応急危険度判定【P25、45】

人命に係る二次的災害を防止するため、被災建築物の倒壊等の危険性を判定し、表示すること。

### か行

#### 旧耐震基準【P11】

建築基準法に基づく現行の耐震基準が昭和56年（1981年）6月1日に導入されたことに伴い、それ以前に建築された建物に対する耐震基準。

#### 業務継続計画（BCP）【P19、21、22】

Business Continuity Planの略。災害時に、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先すべき業務（非常時優先業務）等をあらかじめ定めた計画。

#### 緊急輸送路【P11、15、16、21、22、23、26、27、34、35、40、41、43、45、46】

災害時に、避難・救助をはじめ物資の供給などの応急対策活動実施のため、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路で、浦安市地域防災計画で指定する道路。

#### 公有水面埋立事業【P2、10】

公共の用に供する水流または水面であって、国の所有に属する水面を埋め立てる事業。

### さ行

#### 自主防災組織【P11、12、13、14、16、27】

地域住民が自主的に結成する防災組織。

#### 指定避難所【P17、34、36、41】

災害の危険性があり避難した方が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または自宅へ戻れなくなった方が一時的に滞在することを目的とした施設。

#### 首都直下地震【P1】

首都及びその周辺地域の直下で発生するマグニチュード7クラスの地震及び相模トラフ（相模湾から房総半島南東沖までの海底の溝）沿いなどで発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震。

#### 消防水利施設【P11、12、13、14、16、21、25】

消火活動に必要な防火水槽や消火栓などをいう。

## た行

### 地域経済分析システム（RESAS）【P 4】

Regional Economy Society Analyzing Systemの略。地域経済に関する様々なビッグデータ（産業の強み、人の流れ、人口動態など）を地図やグラフでわかりやすく「見える化（可視化）」したシステムで、地方創生の様々な取り組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房が提供している。

### 道路付属物【P 12、15、21、22、23、25、26、31、34、35、40、41、43、45、46】

道路上に設置される防護柵や道路標識、路面表示など。

### 都市型水害【P 2、13、25、27】

都市部では地面が道路舗装やコンクリートで覆われており、雨が地面に染み込まずに大部分が河川に流れ込むため、河川や水路の水位が急激に上昇し氾濫や排水機能が追い付かず浸水する水害。

## な行

### 南海トラフ地震【P 1】

南海トラフ（駿河湾から日向灘沖までの太平洋沖の海底の溝）沿いで発生するマグニチュード8から9クラスの海溝型地震。

## は行

### 風評被害【P 9、28、48】

根拠のない災害報道やうわさ等によって、本来無関係である人や団体が被る被害のこと。

### 防災行政無線【P 20】

災害時等において地域住民へ迅速に情報を伝達するための一斉放送装置。

### 防災棧橋【P 15】

大規模地震をはじめとする災害発生時に災害救助や復興支援物資の搬入などの拠点となる防災船着場。

## ま行

### マンホールトイレ【P 15、17】

災害時にマンホールの上に仮設トイレを組み立て、迅速にトイレ機能が確保できる施設のこと。避難所等にこれを設置することにより、災害時の仮設トイレとして使用することができる。

### **未接道宅地【P11、12、25】**

建築基準法では、建物の敷地は、幅員4m以上の道路に2m以上接していなければならないが、この接道条件を満たさない宅地。未接道宅地では建物の新築や建て替えができない。

### **密集市街地【P9、11、12、25、29、30、31、45】**

老朽化した木造の建物が密集しており、かつ、十分な公共施設が整備されていない市街地。

## **ら行**

### **ライフライン【P7、9、21、23、28、40、43、47】**

都市活動の機能維持のための、上下水道などの水の供給処理網、電力・ガスなどのエネルギー供給網及び通信・電話などの情報網を含んだネットワーク。

---

---

## 浦安市国土強靱化地域計画

---

---

令和3年（2021年）1月

■ 発行・編集

浦安市 企画部 企画政策課  
〒279-8501 千葉県浦安市猫実 1-1-1  
電話 047-351-1111

■ 浦安市ホームページ URL

<http://www.city.urayasu.lg.jp>

---

---